

公立鳥取環境大学紀要編集委員会規程

平成29年4月1日
公立鳥取環境大学規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学紀要編集委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する学部の専任教員 各学部2名
- (2) その他学長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条各号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 前条第3項の規定にかかわらず、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議及び実施事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議及び実施する。

- (1) 公立鳥取環境大学紀要発行要綱（以下「発行要綱」という）及び公立鳥取環境大学紀要執筆要領（以下「執筆要領」という。）の改廃に関すること
- (2) 紀要の発行に係る手順、方法及びスケジュールの決定並びに予算立案に関すること
- (3) 紀要の投稿に係る募集、受付及び審査結果等の通知に関すること
- (4) 発行要綱及び執筆要領に則した投稿原稿の確認及び校正等に関すること
- (5) 投稿者（共著の場合は、その代表投稿者）及び査読者との諸調整（査読者の選定及び査読依頼を含む）に関すること
- (6) 紀要の発行に関連する事項で、学長から諮問された事項
- (7) その他、紀要の発行に関連する事項で、委員長が必要と認めた事項

(報告)

第8条 委員長は、第7条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告するものとする。

(構成員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究交流推進課が行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第17号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第28号）

この規程は、令和2年4月28日から施行する。

附 則（令和5年規程第10号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。